

武蔵野市自治基本条例（仮称） 素案

文書による意見を提出される方は、9月24日（火）までに郵送、ファクス又はEメールにて下記へ提出してください。

（提出先）

武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638

令和元年9月

目 次

はじめに	1
武蔵野市自治基本条例（仮称）素案構成イメージ図	2
武蔵野市自治基本条例（仮称）素案本文	3

■ はじめに

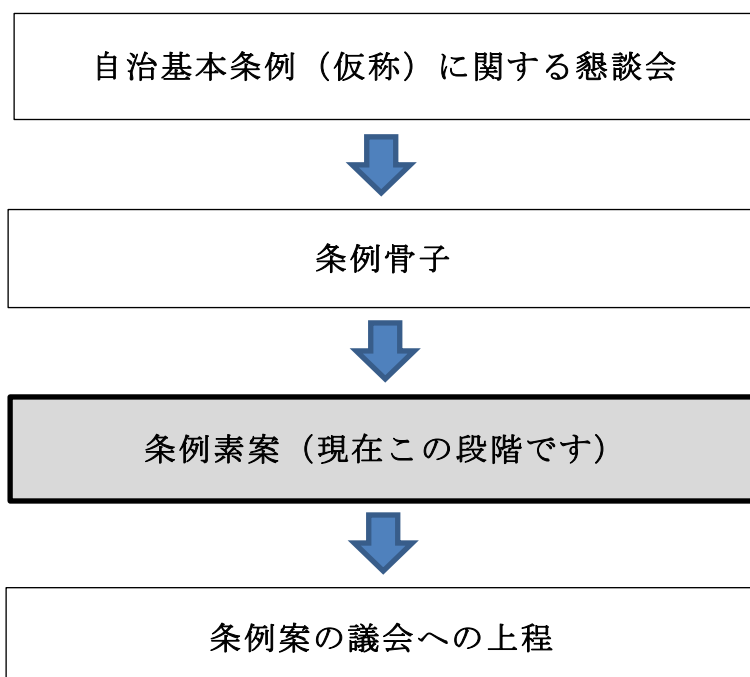
自治基本条例とは、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、現在全国の2割程度の自治体において制定されています。

本市は、昭和46（1971）年に策定した第一期基本構想・長期計画以来、市民自治の原則を掲げ、長期計画を軸として総合的・計画的な市政運営を行ってきました。市民参加・議員参加・職員参加を基本とする「武蔵野市方式」による計画策定は本市の大きな特徴であり、市民自治の理念は市の政策・施策に広く及んでいます。また、地方分権改革が積み重ねられることにより、自治体ごとに制度の選択を行うことができる枠組みが徐々に広がっています。

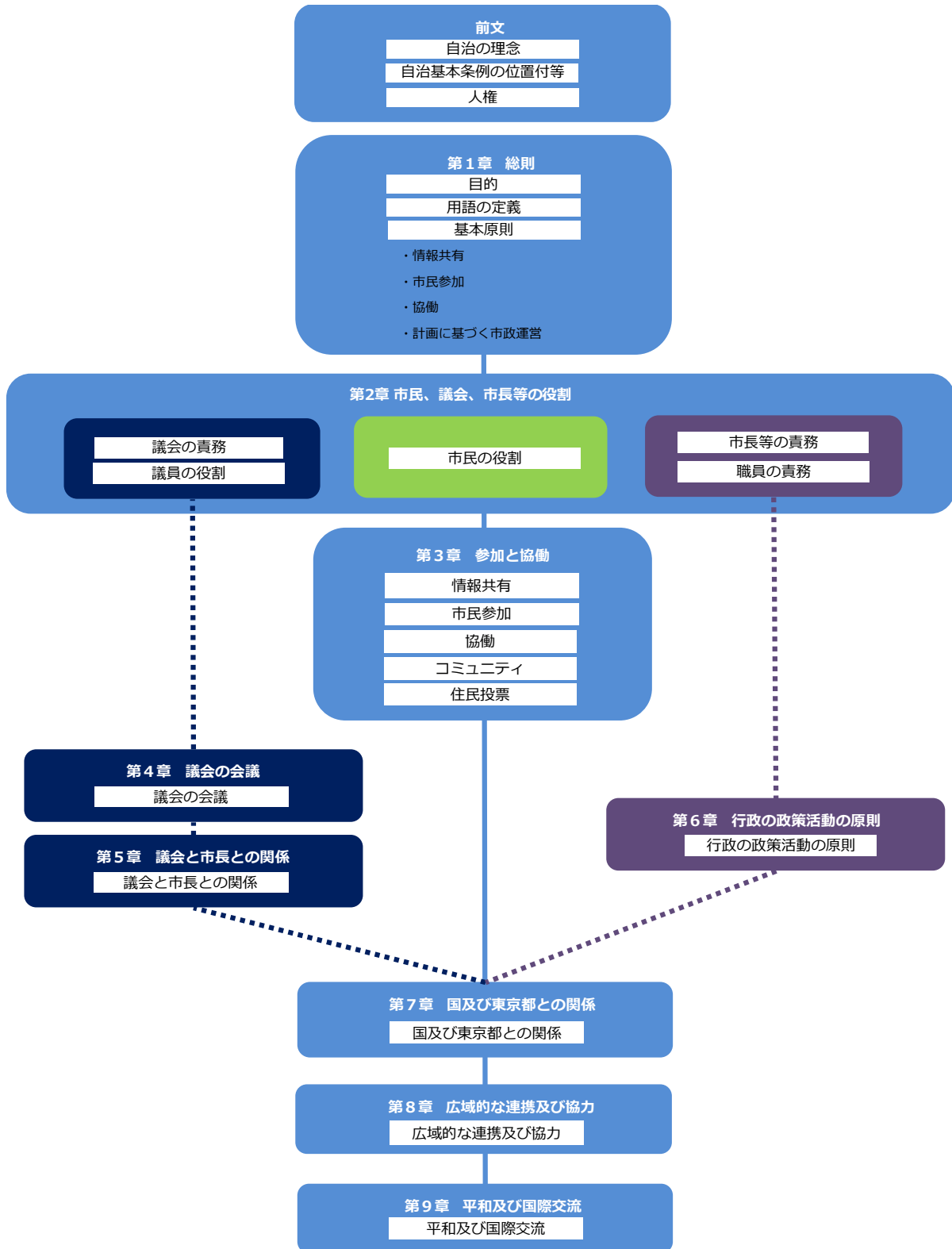
市では、こうしたことを将来にわたって市政運営のルールとして体系化していくことが大切であると考え、ルール化に向けた検討を行ってきました。平成28（2016）年11月には、学識経験者、市民公募委員、市議会議員、副市長を委員とする「自治基本条例（仮称）に関する懇談会」を設置し、約2年間の検討を経て、平成30（2018）年10月に条例の骨子案（条例に盛り込むべき内容をまとめたもの）の報告を受けました。

市は、この骨子案を条例の骨子とすることを決定し、骨子に基づいてこのたび条例素案をまとめましたので、広く市民の皆さまにご意見を伺います。今後は、条例素案に対していただいたご意見を踏まえ、条例案を作成し、市議会に上程する予定です。

【これまでの経緯と今後のスケジュール】



武蔵野市自治基本条例（仮称） 素案構成イメージ図



武蔵野市自治基本条例（仮称）素案

1 条例名 武蔵野市自治基本条例

2 条例の素案

前文

- 武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達したことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきました。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けました。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっています。
- 市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加・議員参加・職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加・自主企画・自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加の下、市民、議員、行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきました。
- また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきました。
- 今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められます。
- このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要があります。
- ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定します。

趣旨・説明

- ・前文は、条例制定の背景などを明らかにし、条例が目指している理想をわかりやすく宣言するため、目的や趣旨の規定に先立って記載するものです。
- ・武蔵野市の歴史的な背景、市民自治のあゆみ、条例を制定する意義、条例の目指す方向性、条例の位置付けについて文章化しています。

第1章 総則

第1章では、この条例の目的、定義規定、基本原則について規定します。

(1) 目的

- この条例は、武蔵野市における自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民及び議員の役割並びに議会及び市長等の責務を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とします。

趣旨・説明

- ・市がこれまで取り組んできた様々な市民参加などに関する事項を明文化し、この条例をつくることによって、市民自治がより一層進展していくことを目指します。
- ・自治とは一般的には自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することを言います。市民自治とは、市民が主権者として自らの地域生活について考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うという原則のことです。

(2) 用語の定義

- 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体のことをいいます。
- 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことをいいます。
- 市 市議会及び市長等のことをいいます。

趣旨・説明

- ・この項目では、本条例で共通となる用語の定義について規定します。
- ・市内に住民登録のある人だけではなく、在勤、在学の人、市内で事業活動や公益活動など様々な活動を行っている団体も実際には行政サービスや市の政策の影響を受けています。本条例の対象となる市民の範囲を限定的に捉える必要はないと考えられるため、居住者に限らず、在勤・在学者、市内にある事務所・事業所で事業活動等を行う団体も含めて市民と定義することとします。
- ・なお、住民投票制度における市民の定義については、別途自治基本条例に基づく住民投票条例（仮称）を制定する際に定義することとします。
- ・「市長等」は地方自治法で定められている執行機関のことを指します。

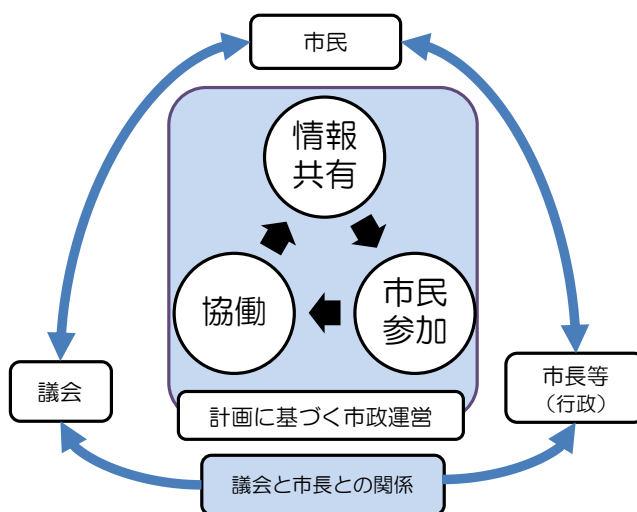
- ・「市」は市議会と「市長等」のことをいいます。通常「市」といった場合には、行政区分としての武蔵野市そのものや行政のみを指して使われることもあり、その時々で使い分けられていますが、本条例の中で使用する用語の意義を明確にするため、市政を具体的に運営していく担い手として、市議会及び市長等を市と定義します。

(3) 基本原則

- 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この項目において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供できるよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとします。
- 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとします。
- 市民自治の推進は、市民、議員、市長等及び職員のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとします。
- 市長は、市民、議員、職員等の参加の下に、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営します。

趣旨・説明

- ・この項目では、本条例の目的である市民自治の推進を図るための基本原則について規定します。
- ・自治を推進していくためには、市と市民とが情報共有して、市政への市民参加を保障し、まちぐるみ（協働）で様々な公共的課題に取り組むといった流れを循環させていくことが必要です。
- ・本市は昭和40年代から、情報共有や市民参加を体現する形で、市民参加・議員参加・職員参加の方式（武蔵野市方式）によって長期計画を策定し、計画に基づいて市政運営を行ってきました。



多くの関係者の合意によって策定したことにより、強い規範性を持つ計画行政につながっています。

- これら、「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」を自治の基本原則として本条例に規定します。

第2章 市民、議会、市長等の役割

この章では、自治を進めていく上での市民、議会、市長、市職員の役割や責務について規定します。

(1) 市民の役割

- 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとします。
- 市民は、現在及び将来の市民に配慮し、並びに持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとします。
- 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとします。

趣旨・説明

- ・この項目では、自治の主体となる市民の役割を規定します。
- ・共に市民の代表である市長等と議会については「責務」という表現を用いていますが、市民については、尊重されるべき「自由、自発性・主体性」などとのバランスを考慮し、「責務」よりも拘束的な意味合いが弱い「役割」という表現にしています。
- ・市民は、安心して生活できる環境を自ら守るよう努めるなど、自治の主体であることを自覚して行動します。
- ・市民は、市政の進め方を考えるときには、現在のことだけでなく、常に市の将来のことにも配慮し、持続可能なまちづくりに向けて行動します。
- ・市民の権利（まちづくりに参加する権利など）については、各々に対応する条文で個別に規定します。

(2) 議会の責務

- 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければなりません。
- 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとします。
- 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとします。
- 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・この項目では、市民の代表である議会の責務について規定します。「自治の発展」は、本条例を貫くテーマでもあり、議会活動にとっても前提となる重要な要素であるため、責務として規定します。
- ・多様な市民の意見を代表し、できるだけたくさんの方が納得する合意を見つけ出すことが、議会としての大きな責務です。
- ・議会が、二代表制のもう一方の代表である市長等を監視（チェック）し、また、自らも代表として政策の立案を行っていくことで、二代表制の本来の趣旨が発揮されます。
- ・市長等だけでなく、議会も情報公開に努め、市民にとって分かりやすい説明をしていく必要があります。

（３）議員の役割

- 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとします。
- 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとします。
- 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託にこたえるものとします。

趣旨・説明

- ・この項目では、議会を構成する議員の役割について定めています。
- ・各議員は、選挙で市民代表として選ばれた存在であるので、市民全体の利益のことを心がけながら行動しなければいけません。
- ・議員は、個々の案件から課題を発見して、課題に対応する政策を生み出していくことが期待されています。

（４）市長等の責務

- 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければなりません。
- 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって市民満足度を向上させるよう努めなければなりません。
- 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供できるよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければなりません。
- 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとします。

趣旨・説明

- ・この項目では、市議会とともに市民の代表である市長及び執行機関が担うべき責務について規定します。
- ・市長の責務や地方公共団体の責務については、地方自治法に様々な規定があります。（例：住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果を上げる、組織及び運営の合理化など）この条例では、地方自治法に規定されていない事項を中心に定めることとします。
- ・市長が市の代表者であり、総合的な調整権を有することは地方自治法に規定されていますが、法律に規定された権利を正しく行使し、市政執行にあたることの大切さを責務として改めて規定します。
- ・市民との情報共有を図るためには、行政から積極的な情報発信を行うとともに、その内容が分かりやすく、正確に伝わるようにする必要があります。

（５）職員の責務

- 職員は、市長、議長その他任命権者の監督の下に、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければなりません。
- 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼にこたえ、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければなりません。
- 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・この項目では、市の職員の責務について規定します。
- ・市の職員は、国や東京都の職員と比較して、より市民に身近なところで職務に当たっています。日頃から積極的に地域をよく知り、市民との信頼関係を築きながら、市民とともに自治を担っていく役割を自覚しなければなりません。また、多様な市民の意見の把握や、多くの公共的課題について全体的・総合的な視点から取り組む必要があります。
- ・特に災害等の緊急時においては、市役所や地域に赴き、市民の安全を確保するという重要な任務を担っています。

第3章 参加と協働

この章では、知る権利、市民参加など市民の権利の保障を規定するとともに、基本原則を具現化するための規定をします。また、本市の特徴であり、今後も大切にしていけるべきコミュニティづくりや市政参加の一形態としての住民投票について規定します。

第1節 情報共有

(1) 知る権利の保障

○市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとします。

趣旨・説明

- ・この項目では、本条例の基本原則の1つである「情報共有」の前提となる市民の「知る権利」の保障について規定します。
- ・行政の公正と透明性を確保し、市民の市政参加を推進するためには、市民との情報共有、市民への情報提供は、不可欠な要素です。

(2) 情報公開

- 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければなりません。
- 上記のほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・この項目では、情報公開に関する市の姿勢を規定します。
- ・市民参加により市政を進めていくため、これまで通り政策を策定した時はもちろん、その策定過程や、策定後の実施状況についても情報公開を行います。
(例：長期計画策定時の市政に関する基礎情報（地域生活環境指標等）、市の財政状況、行政評価の結果等)
(参考) 情報公開条例第6条第1項で定めている原則公表しなければならない情報
 - ・市の長期計画その他市の重要な計画及びその中間段階の案
 - ・地方自治法で規定する執行機関の附属機関等の報告書及び会議録
 - ・上記の他、市民として知るべき最小限の情報及び公表することが適当と認められる情報
- ・情報公開の具体的な手続などについては、情報公開条例を定めています。本条例では、総括的な事項について定めることとします。

(3) 会議の公開

○市長等は、自らが主催する会議（会議における配布資料及び会議録を含む。以下この項目において同じ。）については、これを公開します。ただし、会議の性質上、非公開とすべき正当な理由がある場合は除きます。

趣旨・説明

- ・この項目では、会議の公開について規定します。
- ・現状、市長等が主催する会議については、それぞれの委員会、審議会等の判断により、原則公開としているところですが、これをルール化するものです。
- ・公開とする会議は、市長等が設置する審議会・調査会・懇談会・研究会など、有識者や市民等により構成される会議とします。
- ・議会の会議（本会議）は、地方自治法の規定により公開で行っています。また、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会も原則公開で行っているところですが、詳細については議会基本条例において定めます。

(4) 説明責任

○市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・この項目では、説明責任について規定します。
- ・説明責任とは、市民から市政を信託された市が、市政の諸活動の状況について、政策形成の各段階において、市民に対し、説明する責務を果たしていくことです。

(5) 個人情報の保護

- 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。
- 上記のほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・この項目では、個人情報の保護について規定します。
- ・情報共有を進めるうえでは、個人情報の適正な保護が必要になります。個人情報保護の具体的な手続などについては、個人情報保護条例を定めています。本条例では、総括的な事項について定めることとします。

第2節 市民参加

(1) 市民参加の権利及び機会の保障

- 市は、市民が市政に参加する権利及び機会を保障するものとします。

趣旨・説明

- ・第2節では市民参加について規定します。この項目では、市民参加の原則について定めます。
- ・武蔵野市はこれまでも、様々な場面で市民参加の手法を取り入れ、市政を運営してきましたが、明文化された規定はありませんでした。市民自治の原点ともいえる市民の市政参加への権利の保障を本条例で位置付け、これまでの市民参加を継承し、市民自治をさらに発展させていきます。
- ・情報共有と市民参加は密接な関係にあります。市民参加を促進するためには、きちんとした情報が伝わるのが重要になります。
- ・市民が市政に参加する権利を保障する主体は、市長等及び議会の両者となりますが、議会が実施する市民参加の対象事項や方法等については、議会基本条例で定めます。

(2) 市民参加の手続等

- 市長等は、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定等の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く市民一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければなりません。
- 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会及びパブリックコメント手続を実施するものとします。
 - ・武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）その他武蔵野市の重要な計画の策定をしようとする場合
 - ・この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合
 - ・上記のほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある政策等を決定しようとする場合
- 市長等は、上記の場合であっても、下記のいずれかに該当するときは、意見交換会及びパブリックコメント手続を実施しないことができます。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければなりません。
 - ・緊急に政策等を行う必要があるとき。
 - ・金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。
 - ・法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。
 - ・地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。
- 上記のほか、意見交換会及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定めます。

趣旨・説明

- ・この項目では、市民参加の手続について規定します。大原則として、これまで武蔵野市で実践してきたように、様々な方法により市民参加の機会を設けるよう努めます。
- ・その中で、「意見交換会」と「パブリックコメントの募集」の双方を行うものを別に規定しています。
- ・意見交換会とパブリックコメントの募集の双方を行う対象となる「重要な計画」とは、各政策分野において基本となる計画又は方針（健康福祉総合計画、子どもプラン、環境基本計画、都市計画マスタープラン等）をいいます。
- ・また、その下の「市政運営全般に関わる条例」とは、この条例のほか長期計画条例などをいいます。

(市民参加手続のイメージ)

【原則】 ◎市民が市政に参加する権利及び機会を保障する
◎適時、適切な方法で市民参加の機会を設ける

【手続例】

- ・アンケートの実施
- ・意見交換会の開催
- ・ワークショップの開催
- ・市民委員の公募
- ・パブリックコメントの募集
- など

(特に)

- ・長期計画の策定
- ・重要な計画の策定
- ・市政運営全般に関わる条例の制定・改廃に係る議案
- ・上記のほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある事業を決定しようとする場合

意見交換会の開催とパブリックコメントの募集を行う

第3節 協働

(1) 協働

- 市は、多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力の下、それぞれの特性が最大限に発揮され、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとします。
- 各主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとします。

趣旨・説明

- ・第3節では、協働の原則について規定します。
- ・これまで市では、コミュニティ協議会による地域のつながりづくりをはじめ、地域社協（福祉の会）、緑ボランティア団体、自主防災組織等、さらに子育て支援やまちづくり等の様々な分野において、多種多様な団体による市民活動が展開され、公共的な課題の解決につながっているものも数多くあります。
- ・「協働」の中には「市の主体的な取組に市民の協力を得るもの」に限らず、「市民の主体的な取組に市が協力するもの」や「市民同士の協力」など様々な形があり、それぞれの活動が推進されるべきです。
- ・複雑化・多様化する公共的な課題への対応には、行政だけでなく、市民、NPO、企業などが各々の強みを生かしながら、効果的に取り組む必要があります。そのためには協働の考え方が重要になります。

第4節 コミュニティ

(1) コミュニティの位置づけ

- コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいいます。

趣旨・説明

- ・第4節ではコミュニティについて規定します。この項目ではコミュニティの位置づけについて定めます。
- ・武蔵野市では、戦後、他の市区町村で見られたような、自治会・町内会を市全域で整備することは行ってきませんでした。昭和46年の第一期基本構想・長期計画における「コミュニティ構想」に基づき、16のコミュニティ協議会が組織され、「自主参加・自主企画・自主運営」の原則のもと、それぞれの地域の実情に応じて様々な取組が行われてきています。
- ・その後、コミュニティを取り巻く環境が変化し、コミュニティセンターを中心とした地域コミュニティに加え、地理的にも時間的にも制約されないコミュニティの仕組みの構築が必要となってきたため、平成14年にそれまでの施設の設置条例としての性質が主であったコミュニティセンター条例に代え、コミュニティ条例を制定しました。

(2) コミュニティづくりの支援等

- 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければなりません。
- 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとします。
- 上記のほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・この項目では、コミュニティづくりの支援等について定めます。
- ・コミュニティの位置づけの項目でも述べている人と人との付き合い、地域との付き合いの中でできてきたコミュニティを大事にするという市の姿勢について規定します。
- ・なお、コミュニティづくりに関する事項については、コミュニティ条例を定めています。本条例では、総括的な事項について定めることとします。

第5節 住民投票

(1) 住民投票

- 市長は、地方自治法の規定による市の廃置分合又は境界変更の申請を行おうとする場合には、住民投票を実施しなければなりません。
- 上記のほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、市内に住所を有する年齢満18年以上の者のうち、別に条例で定める一定数以上のものから住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとしします。
- 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとしします。
- 上記のほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・第5節では、住民投票制度について規定します。
- ・住民投票は、一般的には市政の重要課題について、市民の意思を投票によって確かめる制度とされ、市長そして議会による二元代表制を補完するものと考えられています。実施するためには、根拠となる規定（住民投票条例等）が必要となります。
- ・住民投票条例には、課題ごとに個別に制定する「個別設置型」の条例と、どの課題にも共通の条例として予め制定しておく「常設型」の条例があります。
- ・個別設置型の条例は地方自治法に基づき、有権者の1/50以上の署名があれば市民が市長に条例制定を請求できます。市長が条例案を議会に提出し、議会が可決することで住民投票が実施されます。
- ・常設型の条例は、住民投票実施にあたり、個々の事案ごとの議会の議決は不要になるため、市民の意見を直接表明する手段を確保することになり、市民自治のさらなる推進につながると考えられます。
- ・武蔵野市においては、常設型の条例を設けることとし、住民投票の種類を「廃置分合・境界変更について」と「それ以外を問うもの」の2つに区分します。市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更（廃置分合と境界変更）については、自治体における憲法事項にあたり、全市民にもれなく影響するため、他とは区別して規定します。
- ・廃置分合・境界変更以外を問う住民投票の実施の請求（発議）に関しては、市民自治の推進という観点から、武蔵野市に住所を有する方のみに認めることとしします。

- ・「市政に関する重要事項」とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項で市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要がある事項を指します。ただし、(1)市税等の金銭の徴収に関する事項 (2)法令に基づき市民が投票を行うことができる事項については除きます。
- ・現行の制度上は、住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることはできないため、投票の結果については、市長及び議会は「尊重する」という規定となります。とはいえ、住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い場合についてまで尊重することはふさわしくありません。したがって、一定の成立要件を設けます。
- ・ただし、廃置分合・境界変更に関する住民投票の場合は、自動的に住民投票を行うこととしているため、成立要件を満たさない場合、何度も住民投票を実施しなければならなくなるため、成立要件は設けないこととします。
- ・行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表をします。
- ・投票権者については、公職選挙法上の有権者から様々な拡大をしている自治体もありますが、武蔵野市としてその拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、公職選挙法の有権者に準じることとします。ただし、外国人を含めるかどうかは、本条例に基づく住民投票条例（仮称）を制定する際に改めて検討します。
- ・住民投票の発議に必要な署名の具体的な数（地方自治法に定められている有権者の1/50よりも多い数で、一定以上の厳しさを持ったもの）、住民投票の成立要件、投票権者については慎重な議論が必要なため、本条例に基づく住民投票条例（仮称）を制定する際に改めて検討します。

○廃置分合・境界変更とそれ以外の場合の取扱いの違い

	廃置分合・境界変更	それ以外
発議	不要（自動的に住民投票を実施）	・発議権は武蔵野市に住所を有する方のみ認める ・必要な署名数は、有権者の1/50よりも多い数とする
成立要件	設けない（投票率に関わらず成立する）	設ける
結果	尊重する	成立した場合は尊重する
公表	（成立要件に関わらず）公表する	
投票権者	公職選挙法上の有権者に準じることとするが、外国人を含むかどうかについては住民投票条例（仮称）制定の際に検討する。	

第4章 議会の会議

第4章では、議会の会議について定めます。

(1) 議会の会議

- 議会は地方自治法の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とします。
- 定例会招集の時期は、別に規則で定めます。

趣旨・説明

- ・議会は、現在年4回での定例会での集中審議を基本としていますが、地方自治法では、条例で定めれば通年の会期とすることができるという規定もあります。自治体としてどのような体制を選択するかについては市政全体に関わることなので、本条例で定めることとします。
- ◇通年制の一般的に言われるメリットとしては、定例会・臨時会で一定時期に集中審議する場合と比較し、夜間や土日などにより柔軟な会議開催が可能となります。
- ◇一方で、武蔵野市議会は、定例会の閉会中も委員会を開催するなど、ほぼ通年制に近い活動を行っています。従って、現行の状況（定例会年4回開催）を本条例にて規定します。

第5章 議会と市長等との関係

議会の議員と市長は、双方とも選挙により市民から選ばれた代表であり、両者がそれぞれの役割をしっかりと担いつつ、お互いに協力し合って市政運営を行っていくことが重要です。第5章では、そのような議会と市長との関係について規定します。

(1) 審議等の基本原則

- 議会及び市長等は、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければなりません。
- 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとします。
- 上記の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会において行う市の政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとします。

趣旨・説明

- ・議会基本条例と自治基本条例の関係については、議会と市長等との関係など、市政運営全般に関わることについては、自治基本条例で規定します。
- ・本市の議会では、議員間の議論に加えて、議会と市長等との活発な政策論争が行われ、そのことが市政に生かされてきました。
- ・現在、常任委員会等において、市が行っている事業の経過、内容等について、市長から議会に報告することを行っていますが、このことについての明文の規定がないため、位置付けを本条例にて規定します。

(2) 委員会等への市長等の出席

- 議会の委員会等における審査に際し、議会から求めがあったときは、市長、副市長、教育長その他関係職員は、原則として出席するものとします。

趣旨・説明

- ・本市では、議会の常任委員会、特別委員会において、市長、副市長、教育長や管理職職員の出席が慣例になっています。本市の特色でもあり、こうした場で政策に対する議論も深まってきた経緯もあることから、この慣例を原則として続けていくことを規定します。

第6章 行政の政策活動の原則

第6章では、これまで本市が行ってきた政策活動の原則について規定します。

(1) 長期計画の策定等

- 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、長期計画を策定するものとします。
- 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければなりません。
- 上記のほか、長期計画に関する具体的な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・武蔵野市では昭和46年から、「長期計画」に基づく計画的な行政運営を行っており、この伝統を今後も継承していくため、本条例においてその主な特徴を定めます。
- ・長期計画の具体的事項については、武蔵野市長期計画条例を定めています。本条例では総括的な事項を定めることとします。

(2) 健全な市政運営等

- 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断し、行使できる権限を積極的に活用していくものとします。
- 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・地方分権改革により、国と地方との関係が上下主従の関係から、対等協力の関係へと変わり、市の権限が従来よりも拡大されました。市は、その権限を積極的に活用し、地域の実情に応じた形で市民の福祉の向上を実現していくことが一層強く求められています。
- ・市の財政に関する状況については、地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、武蔵野市財政事情の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、毎年2回市報等で公表を行っています。今後、資料等をさらに分かりやすくするよう努めることとし、市と市民との情報共有をさらに進めていきます。

(3) 行政手続

- 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければなりません。
- 上記のほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

趣旨・説明

- ・行政の公正性と透明性を確保し、市民の権利・利益を守るためには、行政手続が適正であることが必要です。
- ・行政手続の具体的な事項（処分、届出、行政指導）については、武蔵野市行政手続条例を定めています。本条例では総括的な事項のみを定めることとします。

(4) 文書管理

- 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書を作成し、これを適正に管理しなければなりません。
- 上記のほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

趣旨・説明

- ・文書は、情報公開制度の基盤となるもので、市の意思決定及び外部への意思表示に欠かせないものです。
- ・文書を適切に管理し、その内容を後世に伝えていくことは市の重要な責務です。
- ・文書の作成・保存・管理の具体的な事項については、武蔵野市情報公開条例、武蔵野市文書管理規則を定め、歴史資料として重要な文書の管理の具体的な事項については、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例を定めています。本条例では総括的な事項を定めることとします。

(5) 政策法務の推進

- 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとします。

趣旨・説明

- ・この項目において、法とは、憲法、法律、政省令、条例、市長が定める規則、市の委員会規則などのことをいい、法令とは、法律や政省令のことをいいます。
- ・政策法務とは、一般的に「法を政策実現の手段としてとらえ、有効かつ効果的に地域固有の課題の解決や政策の推進を図るために、法令をそれぞれの自治体で解釈・運用し、地域特性に応じた独自の条例を創る法的な活動」のことをいいます。
- ・武蔵野市は、法令の整備に先駆けて、市が独自の規程を積極的に定めて活用することにより、市民の良好な住環境の維持を目指し、団体自治、住民自治を基本とした市民の権利の保護に努めてきました。
- ・本条例で規定することにより、今後地方分権が進む中で、政策法務活動のさらなる展開を図っていきます。

(6) 行政評価

- 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・市は、毎年事務事業評価の対象事業を選定し、翌年度以降の予算編成に生かすため、評価を行っていますが、そのことについて特段規定を設けていません。市として、今後も健全な市政運営を行っていくための行程として、行政評価を行う姿勢を示すことは重要であるため、行政評価について明示的な規定をします。

(7) 財政援助出資団体

- 市長等は、財政援助出資団体（市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限生かしていくため、当該団体への適切な指導及び監督を行うものとしします。

趣旨・説明

- ・財政援助出資団体は、市政と密接に関連しつつも、民間であることの機動性を生かすことで、より質の高い公共サービスを適正に提供してきました。これまで、条例上の規定はなかったため、本条例にて、財政援助出資団体に対する市の関わりについて規定します。
- ・財政援助出資団体は市とは別団体であり、団体の自主的な経営を促進する観点からも、この条例を直接適用することは難しいと考えます。一方で、財政援助出資団体の業務は市政と密接に関連するものも多いので、本条例では、団体に対する市の適切な指導・監督等について規定します。

第7章 国及び東京都との関係

第7章及び第8章では、国や東京都、さらには友好都市等広域的な自治体との連携・協力について規定します。

(1) 国及び東京都との関係

- 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとします。

趣旨・説明

- ・基礎自治体としての国や都との関係性については、地方自治法に規定がありますが、職員と市民の日頃からの理解を促すため、改めてこの条例で規定します。

第8章 広域的な連携及び協力

(1) 広域的な連携及び協力

- 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとします。
- 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとします。

趣旨・説明

- ・施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力がこれからますます重要になるため、その観点から、他の市区町村との協力について規定します。
- ・武蔵野市は、都会と地方がお互いに失いつつあるものを補い、助け合い、共存していくことを目的として、国内9都市と友好関係を結び、積極的な交流を行っています。
- ・また、阪神淡路大震災や東日本大震災等の災害時には、被災地に職員の派遣を行う取組も行ってきました。この条例では、平常時の市民や職員の交流に加え、災害時の協力や支援についても規定します。

第9章 平和及び国際交流

第9章では、国際交流を通じて、平和を大切にしていくことについて規定します。

(1) 平和及び国際交流

○市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することで、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければなりません。

趣旨・説明

- ・武蔵野市は戦前、軍需工場が所在していたことで、たびたび爆撃の対象となり、多くの犠牲者が出ました。二度と戦争の惨禍を繰り返さないよう、恒久平和の実現に向け、世界連邦宣言や非核都市宣言をはじめ、様々な平和についての活動を行ってきた歴史があります。そのような経緯については前文で記載します。
- ・前文は、本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義、効力を有しますが、具体的な規定には当たらず、よって前文の内容から直接法的な効果は生じないと一般的には解釈されています。武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、本文にも平和に関する条項を置くこととします。
- ・武蔵野市は、海外6都市と友好関係を結び、積極的な交流を行っています。地域が外国人にとっても開かれた場所になっていけるよう、日頃からの交流を通じて平和を希求するという市の姿勢を規定します。

武蔵野市自治基本条例（仮称）素案

令和元年 9 月

武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

電話 0422-60-1801

ファクス 0422-51-5638

Eメール sec-kikaku@city.musashino.lg.jp